

# 北九州市分別収集計画

令和7年9月

北 九 州 市

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

本市では2011（平成23）年に「北九州市循環型社会形成推進基本計画」（本市の一般廃棄物処理計画）を策定し、「循環型」の取組みに「低炭素」と「自然共生」の取組みを加え、“持続可能な都市のモデル”に向けた先駆的な廃棄物行政の取組みを進めてきた。

また、2021（令和3）年には、これまでの取組の方向性や基本理念を引き継ぎつつ、SDGsの実現や脱炭素社会への貢献をより明確にした「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」（計画期間：令和3年度から12年度の10年間）を策定した。

現在、本市は同計画の目標達成に向け、ペットボトルの水平リサイクルの推進（令和5年～）や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という）」に基づいた容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収（令和5年～）など、新たな取組みを進めているところである。

北九州市分別収集計画は、「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条及びプラスチック資源循環法に基づき、環境保全、資源保護の推進等を目的として、容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集及び排出抑制に関する、市民、事業者、行政の役割を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- 資源化物を含むごみ排出抑制の促進を第一義とし、次いで再生利用を推進する。
- 市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して環境負荷の軽減を図る。
- 本市の特性を活かした効率的、経済的な循環システムの構築を進める。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、下記左欄の容器包装廃棄物及びプラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックを対象とする。なお、本計画では対象となる容器包装廃棄物の各名称について、下記右欄のように名称を統一して使用することとする。

対象となる容器包装廃棄物	名 称	
主としてスチール製の容器であって飲料及び食料品用の缶	スチール缶	
主としてアルミニウム製の容器であって飲料及び食料品用の缶	アルミ缶	
主としてガラス製の容器であって（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く）飲料及び食料品用のびんのうち	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 無色のもの</li> <li>— 茶色のもの</li> <li>— その他のもの</li> </ul>	無色のびん 茶色のびん その他のびん
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック	
主として段ボール製の容器包装	段ボール	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	白色トレイ（白色の発泡スチロール製食品トレイ）
		色トレイ（白色以外の発泡スチロール製食品トレイ）
		白色トレイ、色トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック	

#### 5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1項）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	31,097t	30,859t	30,621t	30,383t	30,145t
製品プラスチック	3,653t	3,625t	3,597t	3,569t	3,541t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、「市民」「事業者」「地域団体」「NPO」「行政」など地域社会を構成する各主体が、主体的・協調的などの環境活動に3R・適正処理に取り組み、連携・協働して以下の方策を実施する。

### （1）市民との連携・協働

- ・市ホームページ、各種SNS 媒体などを活用し、分別の意義や市民の取組みの効果、ごみ処理の状況などについて、より多くの市民が情報にアクセスしやすくなるようにするとともに、広く情報発信を行う。
- ・環境イベント「エコライフステージ」など市民との連携・協働を通じ実践的な啓発を行うなどして、不必要なものは買わない、物は大切に永く使うなど、従来のライフスタイルからの転換を促す。
- ・家庭でできるごみ減量化や3Rの取組をテーマに講演する「出前講演」を積極的に行う。

### （2）事業者との連携・協働

- ・環境審議会答申（令和7年10月予定）に基づき、事業者からの排出抑制に努める。現時点では、以下を想定している。
  - 1) 事業者の意識変革
    - ・排出事業者責任について十分な意識付けにつながる啓発
  - 2) さらなるリサイクル促進
    - ・事業者が取り組みしやすいリサイクルシステムの整備
  - 3) 焼却工場における検査・指導體制の強化
    - ・搬入物の検査や搬入者への聞き取りの徹底
  - 4) ごみ処理手数料の見直し
    - ・ごみ処理原価、周辺市町との均衡、リサイクルへの誘導の観点も踏まえながら総合的に決定
- ・プラスチック製容器包装やペットボトルなどの製造・販売事業者が相互に連携して行う自主回収の動きが広まってきていることを踏まえ、実証や回収に向けて積極的に協力することで、市民意識の向上や回収量の増加を目指す。

### （3）プラスチックごみ対策

- ・市民にプラスチックごみ問題の現状を正しく理解してもらい、エコバッグやマイボトルの使用、プラスチック製容器包装の分別の徹底など、個人でもできる身近な取組みを様々な機会を通じて周知し、市民意識の向上を図る。
- ・プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収及びリサイクルを実施する。

### （4）地域団体・NPO・事業者の環境活動の推進

- ・市民や地域団体、NPO が取組む集団資源回収等の環境活動などへの支援を行うとともに、積極的に環境活動に取り組んでいる市内で活動する個人、市民団体、NPO、学校、事業者などを表彰し、ごみの減量やリサイクル等の取組みを全市的な市民運動として推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は下記右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物	収集に係る分別の区分	
スチール缶 アルミ缶	かん・びん	
無色のびん 茶色のびん その他のびん		
ペットボトル		ペットボトル
プラスチック製容器包装 製品プラスチック		プラスチック
白色トレイ	紙パック・トレイ	
色トレイ		
紙パック		
段ボール	古紙	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール缶	519t		515t		511t		508t		504t	
アルミ缶	1,211t		1,201t		1,192t		1,183t		1,174t	
無色のびん	(合計) 737t		(合計) 731t		(合計) 725t		(合計) 720t		(合計) 714t	
	(引渡) 0t	(独自) 737t	(引渡) 0t	(独自) 731t	(引渡) 0t	(独自) 725t	(引渡) 0t	(独自) 720t	(引渡) 0t	(独自) 714t
茶色のびん	(合計) 914 t		(合計) 907 t		(合計) 900 t		(合計) 893 t		(合計) 886 t	
	(引渡) 0t	(独自) 914 t	(引渡) 0t	(独自) 907 t	(引渡) 0t	(独自) 900 t	(引渡) 0t	(独自) 893 t	(引渡) 0t	(独自) 886 t
その他のびん	(合計) 447 t		(合計) 444 t		(合計) 440 t		(合計) 437 t		(合計) 434 t	
	(引渡) 447 t	(独自) 0t	(引渡) 444 t	(独自) 0t	(引渡) 440 t	(独自) 0t	(引渡) 437 t	(独自) 0t	(引渡) 434 t	(独自) 0t
ペットボトル	(合計) 2,168 t		(合計) 2,151 t		(合計) 2,135t		(合計) 2,118t		(合計) 2,102t	
	(引渡) 0t	(独自) 2,168t	(引渡) 0t	(独自) 2,151t	(引渡) 0t	(独自) 2,135t	(引渡) 0t	(独自) 2,118t	(引渡) 0t	(独自) 2,102t
プラスチック製容器包装	(合計) 5,547t		(合計) 5,505t		(合計) 5,461t		(合計) 5,418t		(合計) 5,377t	
	(引渡) 5,457t	(独自) 90t	(引渡) 5,415t	(独自) 90t	(引渡) 5,372t	(独自) 89t	(引渡) 5,330t	(独自) 88t	(引渡) 5,290t	(独自) 87t
うち 白色トレイ	(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 24t		(合計) 24t	
	(引渡) 24t	(独自) 1t	(引渡) 24t	(独自) 1t	(引渡) 24t	(独自) 1t	(引渡) 23t	(独自) 1t	(引渡) 23t	(独自) 1t
うち 色トレイ	(合計) 35t		(合計) 35t		(合計) 35t		(合計) 34t		(合計) 34t	
	(引渡) 34t	(独自) 1 t	(引渡) 34t	(独自) 1 t	(引渡) 34t	(独自) 1 t	(引渡) 33t	(独自) 1 t	(引渡) 33t	(独自) 1 t
製品プラスチック	251t		249t		247t		246t		244t	
紙パック	124t		123t		122t		122t		121t	
段ボール	0t		0t		0t		0t		0t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{令和5年度の特定分別基準適合物の実績量} \times \text{人口比率（対令和5年度比）}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収 集 ・ 運 搬	選別・保管等
スチール缶	かん・びん	市の委託業者	市の委託業者
アルミ缶			
無色のびん			
茶色のびん			
その他のびん			
ペットボトル	ペットボトル		
プラスチック製容器包装	プラスチック		
製品プラスチック			
白色トレイ	紙パック・トレイ		
色トレイ			
紙パック			
段ボール	古紙	住民団体による集団回収	民間業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理 (処理能力)
スチール缶	かん・びん	袋	パッカー車	・日明かんびん資源化センター (32.59t / 5h)  ・本城かんびん資源化センター※1 (63t / 5h)  ・株式会社ビートルエンジニアリング 若松第2工場SRC※2 (40.1t / 8h)  ・新門司工場(選別・圧縮) (ストックヤード)
アルミ缶				
無色のびん				
茶色のびん				
その他のびん				
ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス	平ボディ車	—
プラスチック製容器包装	プラスチック			
製品プラスチック				
白色トレイ	紙パック・トレイ	回収ボックス	平ボディ車	—
色トレイ				
紙パック				
段ボール	古紙	縛る	平ボディ車	—

※1：現在建替え中

※2：民間施設を活用し、令和9年度以降の事業者は、今後入札で決定

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### ○ かん・びん、ペットボトルのリサイクル

分別が容易で分かりやすく、制度として定着しており、市民の協力によって高い分別率を維持している。今後も、分別方法について分かりやすく周知し、さらなる回収量の増加を目指す。

また、令和7年度からは家庭から排出されるペットボトルの全量をペットボトルの原料としてリサイクルする。

### ○ プラスチックのリサイクル

プラスチック製容器包装や製品プラスチックに対する分別意識の向上とリサイクルの一層の推進を図るため、YouTube 動画を用いるなど分かりやすく効果的な広報を行う。

また、回収した製品プラスチックをリサイクルした商品を市内で販売するなど、市民が生活の中でリサイクルを実感することで分別促進につながる取組みを進める。

### ○ 紙パック、トレイのリサイクル

トレイについては、プラスチック製容器包装としても分別できるが、単独で収集されれば、再びトレイとしてリサイクルできることを周知するなど、質の高いリサイクルを推進する。

自分たちが分別したものが資源としてリサイクルされているという成果を分かりやすく理解することで、家庭での分別促進にもつながるような取組みを進める。

○ 一般廃棄物の広域的な受入れ

本市では、連携中枢都市圏である「北九州都市圏域」における中核都市として、地域全体の環境保全・循環型社会の構築に向け、地域内の都市からの要請に基づき、一般廃棄物の広域的な受入れを実施している。

受入れにあたっては、本市との間で基本協定を締結するとともに、本市と同等またはそれ以上のリサイクルとごみの減量努力を行うよう求めている。

○ SDG s の達成に向けた取り組み

2015年9月、国連の全加盟国が合意し、持続可能な社会づくりに向け2030年までに達成する目標として、SDG s が定められた。

本市においても、市民や企業、団体などと連携し、市一丸となって、かんびんやペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集及びリサイクルの推進など、循環型社会の実現に向けた取組を推進することにより、SDG s の達成に向けて取り組んでいく。